

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 定期外健康診断の実施  
土地改良事業計画の縦覧
- 種畜証明書の書換交付  
肝てつ検査等の実施  
米飯提供業者の登録  
生活上等消費者の登録変更届出期日  
教育職員免許状の授与  
自衛官の第三次募集
- ◇教委規則 技能労務職員の給与に関する規則
- ◇公安告示 聴問会の開催

## 告示

鳥取県告示第六百号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五条の規定に基く定期外の健康診断を次のとおり実施する。

昭和三十二年十一月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 一 健康診断を受けるべき者

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和三十三年法律第二百十七号）第一条の規定によつて免許を受け、鳥取市、岩美郡、気高郡において業を営んでゐる者

### 二 健康診断の実施期日

昭和三十二年十月二十五日から  
十一月二十一日まで

### 鳥取県告示第六百一号

日野郡江府町大字俣野宮本知衛ほか十四人の者から、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、尾ノ上原土地改良区設立の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（農道）及び定款につ

き審査の結果右申請を適当と決定した。  
よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十二年十一月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十二年十一月十三日から同年十二月二日まで

三 縦覧の場所

日野郡江府町役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百二二号

松尾溜池土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法

律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、新たに行おうとする土地改良事業の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（老朽溜池補強）につき審査の結果右申請を適当と決定した。  
よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十二年十一月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十二年十一月十三日から同年十二月二日まで

三 縦覧の場所

西伯郡大山町役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百三三号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和三十二年十一月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書番号 名号 種類

昭三二鳥地 第一〇号 花 松 黒毛和種

鳥取県東伯郡東伯町 松田 政知

新飼養者住所氏名 鳥取県倉吉市別所 松井 秋光

鳥取県告示第六百四号

次のように肝てつ、検査及び駆除を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十二年十一月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 肝てつ、予防及び駆除のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛 ただし、生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び駆除の方法

肝てつ、検査 皮内注射反応法、虫卵検査法  
肝てつ、駆除 ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日 十二月二十五日 二十九日  
実施区域 日野郡石見村 石見家畜検診場

十二月	二日	多里村	多里村
四日	多里村	多里村	多里村
九日	伯南町	伯南町	伯南町
十四日	伯南町	伯南町	伯南町
十六日	高宮村	高宮村	高宮村
十八日	高宮村	高宮村	高宮村
十九日	福栄村	福栄村	福栄村
二十一日	福栄村	福栄村	福栄村

鳥取県告示第六百五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四の規定に基き、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十三年十一月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 氏名 名称又は屋号 住所 営業所の所在地

七六七 山脇 秋信 やまや 米子市角盤町二の一五 住所に同じ

七七八 松田 昌造 水明 荘 東伯郡東郷町松崎二八一 東伯郡東郷町引地四〇番地五四

五四鳥取県告示第六百六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第十八条第二項の規定により生活上等消費者が昭和三十三年十二月一日をもつて登録変更するため市町村長に届出る期間を次のとおり定める。

昭和三十三年十一月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

昭和三十三年十一月二十日より二十二日まで

鳥取県告示第六百七号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十三年十一月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

免許状の種類	番号	氏名	本籍地	授与年月日
高等学校一級普通免許状 (英語、社会)	昭三二一 高一普第二号	島雄 亨	鳥取市東町二五一番地	昭和三十三年 十一月八日
高等学校二級普通免許状 (数学)	昭三二二 高二普第一号	竹歳 末夫	鳥取県東伯郡由良町由良宿四四九番地	昭和三十三年 十一月八日

鳥取県告示第六百八号

自衛官（二等陸、海、空士）の補充に伴う昭和三十三年年度第三次募集について次のとおり定める。

昭和三十三年十一月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 募集期間

昭和三十三年十一月二十日から昭和三十三年一月十一日まで。

二 募集年令

鳥取県告示第六百五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四の規定に基き、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十三年十一月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 氏名 名称又は屋号 住所 営業所の所在地

七六七 山脇 秋信 やまや 米子市角盤町二の一五 住所に同じ

七七八 松田 昌造 水明 荘 東伯郡東郷町松崎二八一 東伯郡東郷町引地四〇番地五四

五四鳥取県告示第六百六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第十八条第二項の規定により生活上等消費者が昭和三十三年十二月一日をもつて登録変更するため市町村長に届出る期間を次のとおり定める。

昭和三十三年十一月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

昭和三十三年十一月二十日より二十二日まで

三 志願票提出先

志願者の現住所の市町村役場

四 試験期日

昭和三十三年一月十八日から同年一月三十一日までの間

五 試験場所

鳥取市、倉吉市、米子市、用瀬町、黒坂町の五箇所  
(ただし用瀬町、黒坂町においては、筆記試験のみを  
行い、その仮合格者に対して鳥取市及び米子市の試験  
時に身体検査並びに口述試験を行う)  
(注) 試験の日時及び試験場については、後日再告示  
し志願者には試験期日までに通知する。

### 教育委員会規則

技能労務職員の給与に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年十一月十二日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稔

#### 鳥取県教育委員会規則第九号

技能労務職員の給与に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、技能労務職員の給与の種類及び基  
準に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十  
七号。以下「技能労務職員の給与条例」という。)に

基き、技能労務職員(以下「職員」という。)の給与  
の額及びその支給方法等について定めることを目的と  
する。

(給料表)

第二条 給料表は、別表第一のとおりとし、給料表の適  
用範囲は、次の職にある者で、吏員相当職員以外のも  
のとする。

運輸手  
小 使  
用 務 員

2 教育委員会は、別表第二の職務の等級の分類基準に  
従い、すべての職員の職務の等級を決定し、前項の給  
料表により給料を職員に支給するものとする。

(昇給の基準)

第三条 職員の昇給については、職員の給与に関する条  
例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与  
条例」という。)の適用を受ける者の例による。  
(手当の額及び給与の支給方法等)

第四条 扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜  
間勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤  
勉手当及び退職手当の額及び給与の支給方法並びに休  
職者の給与及び勤務一時間当り給与額等については、  
給与条例の適用を受ける者の例による。

別表第一 技能労務職給料表

職務の等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	9,200	9	5,700	6	5,300	6
2	9,700	9	5,800	6	5,400	6
3	10,300	9	5,900	6	5,500	6
4	10,900	9	6,000	6	5,600	6
5	11,500	9	6,200	9	5,700	6
6	12,100	9	6,500	9	5,800	6
7	12,700	9	6,800	9	5,900	6
8	13,300	9	7,100	9	6,000	6
9	13,900	12	7,400	9	6,200	9
10	14,500	12	7,800	9	6,500	9
11	15,100	12	8,200	9	6,800	9
12	15,700	12	8,700	9	7,100	9
13	16,300	12	9,200	9	7,400	12
14	16,900	12	9,700	12	7,800	12
15	17,500	15	10,300	12	8,200	12
16	18,100	15	10,900	12	8,700	12
17	18,700	15	11,500	12	9,200	12
18	19,300	15	12,100	12	9,700	15
19	19,900	15	12,700	15	10,300	15
20	20,500	15	13,300	15	10,900	15
21	21,100	15	13,900	15	11,500	15
22	21,700	18	14,500	15	12,100	15
23	22,300	18	15,100	15	12,700	15
24	22,900	18	15,700	15	13,300	15
25	23,500	18	16,300	15	13,900	15
26	24,100		16,900	15	14,500	15
27			17,500	15	15,100	15
28			18,100	18	15,700	15
29			18,700	18	16,300	18
30			19,300	18	16,900	18
31			19,900	18	17,500	18
32			20,500		18,100	18
33					18,700	

別表第二

職務の等級分類基準

職務の等級の区分	職務の等級の区分欄に含まれる職務
一 等級	免許取得後の経験年数六年以上の運転手
二 等級	運転手
三 等級	小使、用務員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

(給料の切替及びそれに伴う措置)

2 職員の給料月額を、昭和三十二年四月一日において、附則別表第一の切替表により給与条例の適用を受ける者の例により切り替えるものとする。

3 前項に規定するもののほか、給料の切替に伴う取り扱いに関しては、給与条例の適用を受ける者の例による。

(暫定手当)

4 技能労務職員の給与条例附則第二項前段の規定により支給される暫定手当の月額は、次の各号に掲げる額に、職員の在勤する支給地域の区分が、四級地である場合にあっては四、三級地である場合にあっては三、二級地である場合にあっては二、一級地である場合にあっては一を乗じて得た額とする。

一 その職員に適用される給料表の職務の等級の号給を受けている者にあっては、その号給に対応する附則別表第二の暫定手当額表に掲げる額

二 前号に該当する職員以外の職員にあっては、給与条例の適用を受ける者の例による額

5 技能労務職員の給与条例附則第二項後段の規定により支給される暫定手当の月額は、支給地が一級地である地域に在勤する職員に対し支給される前項の規定による暫定手当の月額に、五分の二を乗じて得た額とする。

6 前二項に規定するもののほか、暫定手当に関しては、給与条例の適用を受ける者の例による。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七号

風俗営業取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条の規定により次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十三年十一月十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 関係者住所氏名

米子市角盤町三丁目八四番地

内 藤 たる え

大正十四年二月二十三日生

二 聴聞の期日

昭和三十三年十一月二十日 午後二時から

三 聴聞の場所

米子市万能町 米子警察署議事室

附則別表第一

労務職給料表の適用を受ける職員の切替表

旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間
4,900	5,300	6	14,600	15,700	6
5,000	5,300		15,100	15,700	
5,100	5,400		15,600	16,300	
5,200	5,500		16,300	17,500	3
5,300	5,600		17,000	18,100	
5,400	5,700		17,700	18,700	
5,500	5,800		18,400	19,300	
5,600	5,900		19,100	19,900	
5,700	6,000		19,800	20,500	
5,800	6,200		20,500	21,700	6
5,900	6,500	3	21,200	22,300	
6,050	6,800	6	22,000	22,900	
6,200	6,800		22,800	24,100	
6,400	7,100	3			
6,600	7,400	6			
6,900	7,400				
7,200	7,800	3			
7,500	8,200	6			
7,800	8,200				
8,100	8,700	3			
8,400	9,200	6			
8,700	9,200				
9,000	9,700	3			
9,300	9,700				
9,600	10,300	3			
10,000	10,900	6			
10,400	10,900				
10,800	11,500	3			
11,200	12,100	6			
11,600	12,700	6			
12,100	12,700				
12,600	13,300				
13,100	13,900	3			
13,600	14,500	3			
14,100	15,100	6			

附則別表第二

労務職給料表暫定手当定額表

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級
1	480	320	300
2	500	320	300
3	530	330	310
4	560	330	310
5	590	340	320
6	620	350	320
7	650	370	330
8	670	380	330
9	700	400	340
10	730	410	350
11	760	430	370
12	790	460	380
13	810	480	400
14	840	500	410
15	870	530	430
16	900	560	460
17	930	590	480
18	960	620	500
19	980	650	530
20	1,010	670	560
21	1,040	700	590
22	1,070	730	620
23	1,100	760	650
24	1,130	790	670
25	1,150	810	700
26	1,180	840	730
27		870	760
28		900	790
29		930	810
30		960	840
31		980	870
32		1,010	900
33			930